


所管部課	市民部納税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関	保険年金課、課税課			
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年4月30日の地方税法の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きに関する条文が追加された。法律の施行に伴い、東大和市税条例について、地方税法による徴収猶予に関する条例委任事項につき、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについて、条文を追加するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市税条例付則に第18条の7の2（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）を追加する。</p> <p>(2) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例につき、適正な手続等を行えるようになる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年4月30日 地方税法の一部を改正する法律の施行 令和2年5月 7日 文書課条例審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和2年第2回市議会定例会へ議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。